

基安労発0608第1号
平成23年6月8日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

酸素欠乏症等の労働災害発生状況について

酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）における酸素欠乏症又は硫化水素中毒（以下「酸素欠乏症等」という。）による休業4日以上労働災害発生状況を別紙1に、また、平成22年に発生した酸素欠乏症等の事例を別紙2に、それぞれ取りまとめたので、関係事業者等に対する指導等の参考とされたい。

なお、酸素欠乏症等防止規則における硫化水素中毒とは、酸素欠乏危険場所において発生したものである。

酸素欠乏症等の労働災害発生状況

1 酸素欠乏症等の災害発生状況（平成元年～22年）

（1）酸素欠乏症

平成22年の酸素欠乏症による労働災害は、2件（前年比1件減）であり、被災者は3人（前年比3人減）、死亡者は3人（前年比1人減）であった。

（2）硫化水素中毒

平成22年の硫化水素中毒による労働災害は、1件（前年同）であり、被災者は1人（前年比2人減）、死亡者は0人（前年同）であった。

表 1 酸素欠乏症等の労働災害発生状況（平成元年～22年）

年		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
酸素 欠乏症	被災者数	26	23	30	20	17	22	23	22	25	28	9	21	15	10	5	11	9	12	11	8	6	3	356
	死亡者数	9	10	16	12	8	8	14	10	8	9	3	10	7	7	3	2	4	9	5	5	4	3	166
	発生件数	14	16	20	13	13	16	14	13	15	17	7	17	12	7	5	10	8	11	9	6	3	2	248
硫化水素 中毒	被災者数	6	10	2	11	8	12	8	13	5	7	13	7	7	18	2	4	3	3	1	3	3	1	147
	死亡者数	2	1	1	2	7	2	1	4	0	2	6	6	1	15	0	3	0	2	0	2	0	0	57
	発生件数	4	5	2	6	3	6	4	8	3	5	6	3	5	7	2	2	2	3	1	3	1	1	82

備考：被災者数は死亡者数を含む。

図 1 酸素欠乏症の労働災害発生状況（平成元年～22年）（縦軸：人・件、横軸：年）

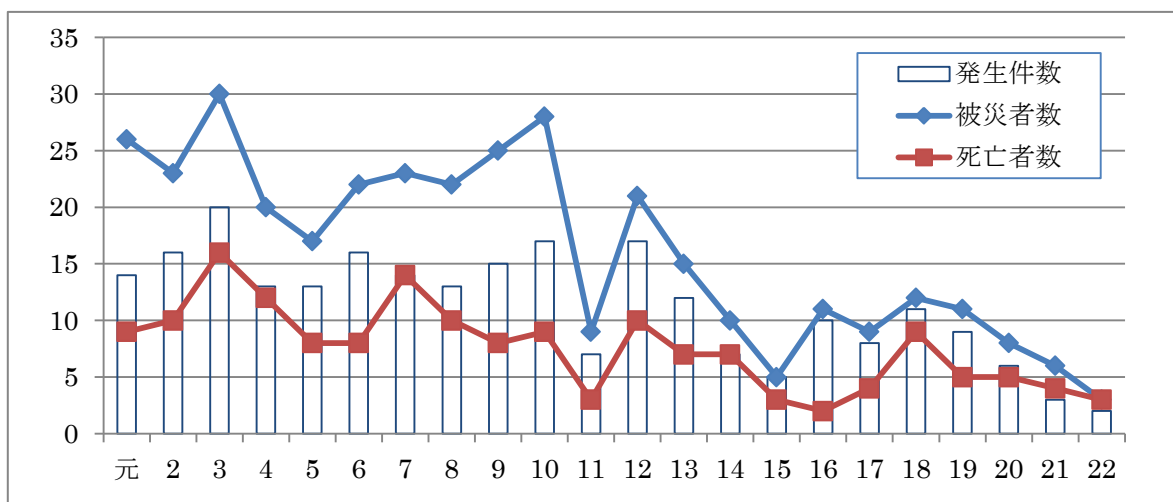
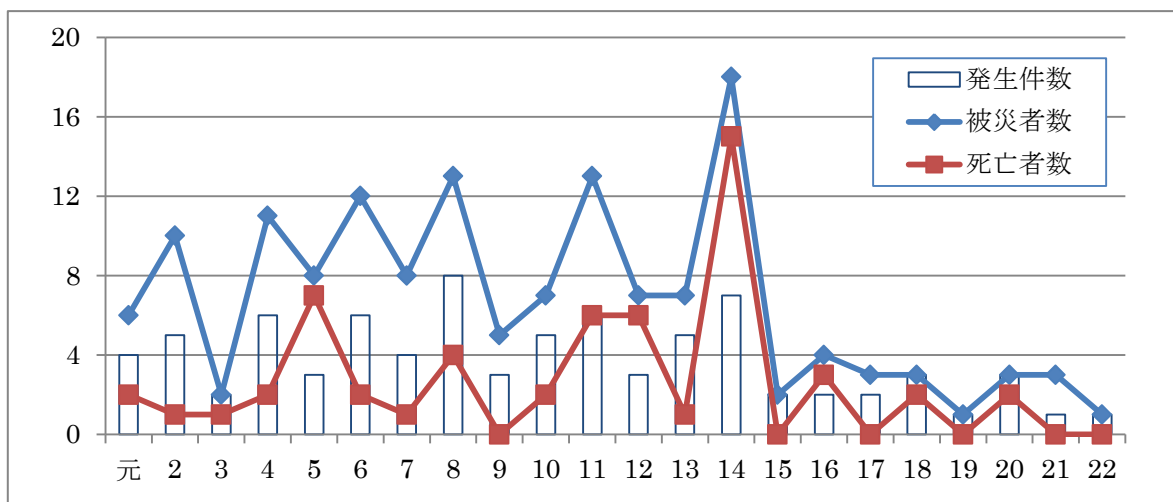


図2 硫化水素中毒の労働災害発生状況（平成元年～22年）（縦軸：人・件、横軸：年）



2 酸素欠乏症等の業種別発生状況（平成13年～22年）

（1）酸素欠乏症

過去10年間の業種別発生状況をみると、製造業が最も多く、次いで建設業であり、全体の約7割を占めている。

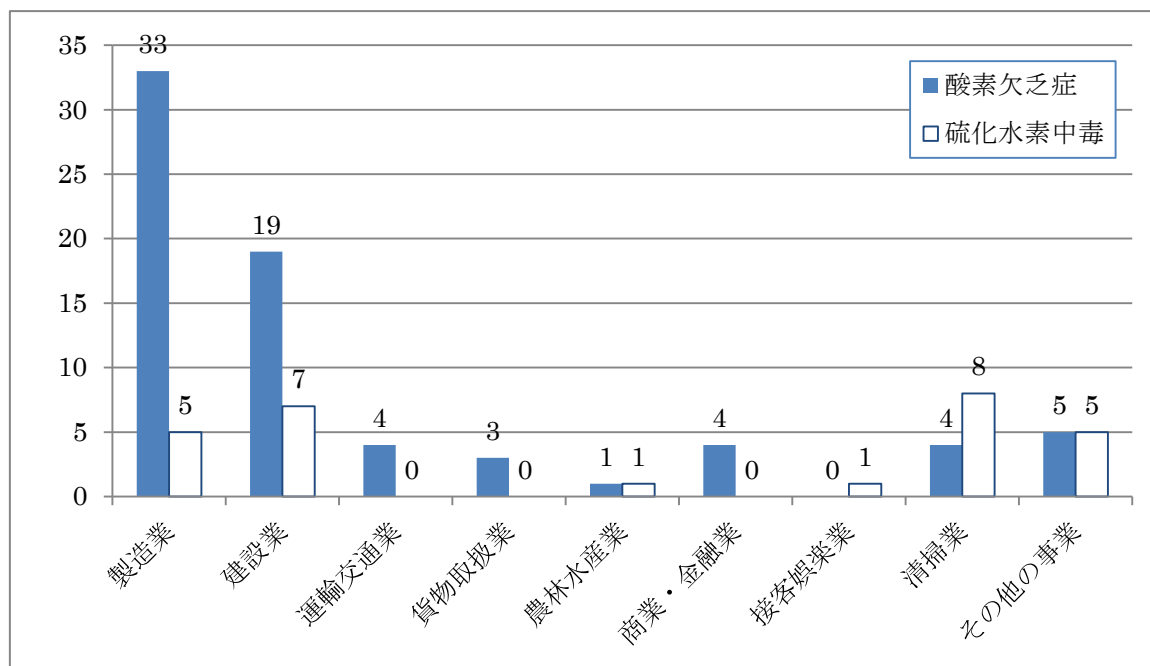
（2）硫化水素中毒

過去10年間の業種別発生状況をみると、清掃業が多く全体の約3割を占めている。また、建設業がそれに次いで多くなっている。

表2 業種別発生状況（平成13年～22年）

業種	製造業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	農林 水産業	商業・ 金融業	接客 娯楽業	清掃業	その他 の事業	計
酸素欠乏症(件)	33	19	4	3	1	4	0	4	5	73
硫化水素中毒(件)	5	7	0	0	1	0	1	8	5	27
計	38	26	4	3	2	4	1	12	10	100

図3 業種別発生状況（平成13年～22年）（縦軸：件、横軸：業種）



3 酸素欠乏症等の月別発生状況（平成13年～22年）

（1）酸素欠乏症

過去10年間の月別発生状況をみると、6月11件、7月10件などである。

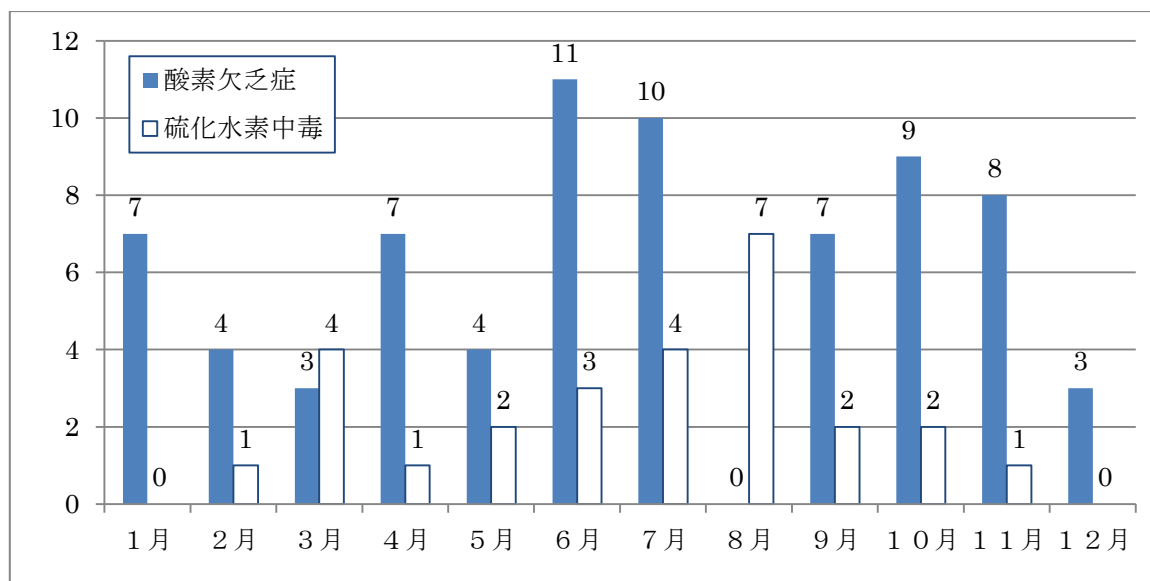
（2）硫化水素中毒

過去10年間の月別発生状況をみると、8月7件、3月及び7月4件などである。

表3 月別発生状況（平成13年～22年）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
酸素欠乏症(件)	7	4	3	7	4	11	10	0	7	9	8	3	73
硫化水素中毒(件)	0	1	4	1	2	3	4	7	2	2	1	0	27
計	7	5	7	8	6	14	14	7	9	11	9	3	100

図4 月別発生状況（平成13年～22年）（縦軸：件、横軸：月）



平成 22 年に発生した酸素欠乏症の事例

番号	業種	発生月	被災者数		発生状況
			死亡	休業	
1	建設業	10月	1		被災者は、下水管敷設工事において、試掘の作業に従事していたが、試掘場所から約 20 メートル離れたマンホール内で倒れているところを発見され、その後死亡した。マンホール内に滞留した有機物に繁殖した微生物が酸素を消費し、マンホール内が酸素欠乏状態となったもの。
2	貨物取扱業	11月	2		被災者は、倉庫内において、集積されている荷（粉碎醤油粕）を目視により検品する作業に従事していたが、同倉庫内で倒れ、その後死亡した。醤油粕に好気性微生物が混入しており、これが呼吸して酸素を消費し、倉庫内が酸素欠乏状態となったもの。

備考：「休業」は、休業 4 日以上のものである。

平成 22 年に発生した硫化水素中毒の事例

番号	業種	発生月	被災者数		発生状況
			死亡	休業	
1	建設業	2月		1	被災者は、排水管路施設修繕工事において、マンホール内の洗浄等の作業に従事していたが、作業従事後に体調不良となり、その後休業した。汚泥の洗浄作業に伴い硫化水素が発生し、マンホール内の硫化水素濃度が高くなったもの。

備考：「休業」は、休業 4 日以上のものである。